

平成30年8月から

ご利用者の介護度		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
・サービス利用料金 (単位)		557	625	695	763	829
・サービス提供体制加算 I (単位) 注1				18		
・看護体制加算 I (単位)				4		
・夜勤職員配置加算 (単位)				13		
・栄養マネジメント加算 (単位)				14		
・口腔衛生管理体制加算 (単位) 注2				1		
・介護職員処遇改善加算 (単位) ※1		50	56	62	67	73
合計単位		657	731	807	880	952
上記、合計単位を自己負担額に換算（1単位は10.14円）：（円）	1割負担額	667	742	819	893	966
	2割負担額	1,333	1,483	1,637	1,785	1,931
	3割負担額	1,999	2,224	2,455	2,677	2,896
・居室に係る自己負担額（円）	・第4段階（標準）	個室 1,150				
	・第3段階	個室 820				
	・第2段階	個室 420				
	・第1段階	個室 320				
・食費に係る自己負担額（円）	・第4段階（標準）	1,380				
	・第3段階	650				
	・第2段階	390				
	・第1段階	300				
・1日あたりに係る費用（円） 《基本的費用の概算》	居室の形態	個室	個室	個室	個室	個室
	・第4段階（標準）	3,197	3,272	3,349	3,423	3,496
	・第4段階（2割負担）	3,863	4,013	4,167	4,315	4,461
	・第4段階（3割負担）	4,529	4,754	4,985	5,207	5,426
	・第3段階	2,137	2,212	2,289	2,363	2,436
	・第2段階	1,477	1,552	1,629	1,703	1,776
・第1段階	1,287	1,362	1,439	1,513	1,586	
該当する場合に係る費用	・初期加算 (単位)	入所日から30日以内の期間。30日以上入院後の再入所も同様。				
	・入院・外泊時費用 (単位)	月6日を限度。				
	・日常生活継続支援加算 (単位)	利用者の介護度比率・職員の資格取得状況により算定。				
	・療養食加算 (単位)	医師の指示に基づく療養食を提供したとき、1食ごとに算定。				
	・経口移行加算 (単位)	医師の指示に基づき、経口摂取のための栄養管理を行ったとき。				
	・褥瘡マネジメント加算 (単位)	褥瘡発生リスクに対し褥瘡管理を実施したとき。3か月に1回				
	・低栄養リスク改善加算 (単位)	再入所時等に低栄養リスクで栄養・食事調整を実施したとき。6か月を限度。				
	・看取り介護加算1 (単位)	死亡日以前4日以上30日以下。				
・看取り介護加算2 (単位)	死亡日の前日及び前々日。					
・看取り介護加算3 (単位)	死亡日。					
※介護職員処遇改善加算 (単位)	「該当する場合に係る費用」の合計に対しては算定されず、「※1」に加算されます。					
1か月(30日)に係る費用 《基本的に係る費用の概算》		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
自己負担額（円）	・第4段階（標準）	個室 95,897	個室 98,138	個室 100,444	個室 102,684	個室 104,859
	・第4段階（2割負担）	115,895	120,376	124,988	129,468	133,818
	・第4段階（3割負担）	135,892	142,615	149,532	156,252	162,777
	・第3段階	64,097	66,338	68,644	70,884	73,059
	・第2段階	44,297	46,538	48,844	51,084	53,259
	・第1段階	38,597	40,838	43,144	45,384	47,559
理美容サービス（実費）の価格表（円：税込み）		調 髪	調髪 + 顔そり	顔そりのみ	毛染め（調髪込み）	パーマ（調髪込み）
		1,500	1,800	500	3,800	4,200

注1 サービス提供体制強化加算は、職員の資格取得者の比率により単位数が変わります。（介護福祉士が6割以上の場合は18単位、5割以上6割未満の場合は12単位になります。）

注2 口腔衛生管理体制加算のみ、一月単位の算定（30単位）になります。この加算以外の全てが、1日単位の算定になりますので、上記料金表では、便宜上「1単位」で記載してあります。

※1「基本的に係る費用」の介護職員処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に $83/1,000$ （8.3%）を乗じます。

※ 利用料などの精算は月単位で行います。1日あたりの金額に換算した場合、円単位で端数が違うことがありますので、ご了承ください。

※ 居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載されている額とします。

※「該当する場合に係る加算」など、個別に費用が発生する場合があります。詳しくはお問い合わせください。